

台風第19号に伴う水道使用について水道料金及び下水道使用料の減免を行います

台風第19号に伴う清掃作業等における水道使用について、次のとおり、水道料金及び下水道使用料の減免を行います。

1 減免対象事由

令和元年の台風第19号に伴う水道使用で、以下に該当する場合

- (1) 浸水した家屋などを清掃したとき。
- (2) 清掃等により第三者へ水道を提供したとき。
- (3) 災害に起因する使用水量の増加が認められるとき。

2 減免対象となる水道料金等

原則として、令和元年の10月及び11月の検針分の水道料金及び下水道使用料

3 減免方法

台風第19号に伴う清掃作業等における水道使用を考慮して、令和元年10月12日以降の初回検針時の使用水量、前回及び前年同時期の使用水量のうち、最も少ない水量をもって、水道料金及び下水道使用料を算出

4 申込方法

次の書類を各サービスセンター又は検針業務受託者営業所に提出

- (1) 「台風第19号の影響による水道料金等減免願い」
- (2) り災証明を受けている方は、「り災証明書」の写し

5 受付期間

令和元年10月30日から令和2年1月31日まで
(平日の8時30分から17時まで)

6 広報

局ホームページ等を活用し、広く周知を行います。

【問い合わせ先】

川崎市上下水道局サービス推進部営業課

電話 : 044-200-3125

FAX : 044-200-3996